

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

11 月分

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	ICT活用力向上研修業務委託	その他代行 －研修	エヌ・ティ・ティラーニングシステムズ株式会社 取締役	¥2,591,000	令和4年11月2日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G5	—
2	令和4年度 ハンディターミナルシステム改修業務委託(その2)	情報処理－ 情報処理	ニデック大豊機工株式会社 関西営業所	¥3,833,500	令和4年11月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	—
3	令和4年度 営業所オンラインシステム改修業務委託(その7)	情報処理－ 情報処理	株式会社日立システムズ 関西支社	¥6,969,600	令和4年11月30日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	—
4	令和4年度 営業所オンラインシステム改修業務委託(その5)	情報処理－ 情報処理	株式会社日立システムズ 関西支社	¥55,708,400	令和4年11月4日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W1	○
5	令和4年度 豊野浄水場外5か所計測設備保守点検業務委託	機械等施設 点検・運転 －施設保守 点検整備	東京計器株式会社 大阪営業所	¥1,342,000	令和4年11月7日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—

随意契約理由書

1 案件名称

ICT 活用力向上研修業務委託

2 契約の相手方

エヌ・ティ・ティラーニングシステムズ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、既存業務について見える化し、俯瞰的・多面的分析により最適な業務フローとなるよう再構築し、その業務フロー実現のためのシステム再構築や ICT ツール導入を的確に企画できる知識、及びシステム再構築等にかかる企画段階から開発・運用に至るまでのシステムのライフサイクル全般で必要となる知識の習得を目的としています。

本業務の目的を達成し効果を最大限に発揮させるには、研修の目的や講義内容、留意点などを仕様書にて提示したうえで、経験豊かな研修事業者から高度なノウハウを活用し創意工夫がなされた提案を受け、その提案について「研修目的及び仕様書との整合性」や「企画内容の創造性・有効性」などの審査項目に基づき審査を行い、研修企画内容を総合的に評価して研修実施業者を決定することが、必要不可欠です。

また、講義を行う講師のスキルによっても、受講者の理解度の高さや印象に残る内容となるかなど、研修の質に大きく影響するものであり、講師についても提案を受け優劣の判断を行うことが必要です。

以上の理由から、専門的な知識や経験、ノウハウ等が豊富な民間事業者に研修についての企画提案を求め、当該提案に基づき仕様に反映させることが、業務の質的向上と予定価格の範囲内で最大の効果を得ることができる最善の方法であることから、競争入札は適しません。

よって、提案に対して専門的な見識に基づく有識者の審査、優劣の判断により優れた提案を行う事業者を選定する公募型プロポーザル方式により、契約相手方を決定することとしました。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、上記業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえて上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部職員課（研修・厚生担当）

電話番号 06-6322-0576

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 ハンディターミナルシステム改修業務委託（その2）

2 契約の相手方

ニデック大豊機工株式会社

3 随意契約理由

本業務は、各水道センターにて日常の水道メータ検針業務及び料金等徴収業務で
使用しているハンディターミナルシステム（以下「本システム」という。）につい
て、令和4年6月1日より業務開始している検針業務の軽減を図るため、ハンディ
ターミナルシステムにて引揚中止栓の検針月をシステムで指定することにより、未
検針月には自動的に注記コードが入力され、検針済みとなるよう改修を行うもの
です。

本システムにつきましては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築された
プログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、シ
ステムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履
行し、本システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、
本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確
になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることがで
きるのはニデック大豊機工株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号 06-6616-5475）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 営業所オンラインシステム改修業務委託（その7）

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ

3 随意契約理由

本業務は、水道局のお客さま情報を一元的に管理する基幹システムである営業所オンラインシステム（以下「本システム」という。）について、これまでコンビニエンスストアとの収入データ連携に使用していた ISDN 回線が廃止となるため、新たにインターネット回線を使用してデータ連携するよう改修を行うものです。

本システムにつきましては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのは株式会社日立システムズが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号 06-6616-5475）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 営業所オンラインシステム改修業務委託（その5）

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ

3 随意契約理由

本業務は、令和5年10月から導入される消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）および令和5年4月から導入される収納代行業務に対応できるよう、水道局のお客さま情報を一元的に管理する基幹システムである営業所オンラインシステム（以下「本システム」という。）における各種帳票の出力内容及び画面表示の変更に伴う改修を行うものです。

本システムにつきましては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、本システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのは株式会社日立システムズが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6616-5475）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 豊野浄水場外5か所計測設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

東京計器株式会社

3 随意契約理由

本業務は、豊野浄水場、柴島浄水場、庭窪浄水場及び長居配水場、真田山加圧ポンプ場、舞洲給水塔に設置している超音波流量計の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、東京計器株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、東京計器株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号 072-825-4704）